

# 事業系廃棄物処理 ガイドライン

## 廃棄物の減量とリサイクルに向けて

81万人のエコな暮らし サイ挑戦  
めざせ3Rシティ  
にいがた

事業系廃棄物処理  
ガイドラインで  
ごみ出しサイ・挑戦



はじめに	P 1
第1章 事業系廃棄物	P 3
(1) 産業廃棄物	P 4
(2) 事業系一般廃棄物	P 5
第2章 事業系ごみ(市で処理できる事業系廃棄物)	P 6
可燃ごみ	P 7
(市で焼却処理できる事業系一般廃棄物・少量プラスチックごみ・少量ペットボトル)	
不燃ごみ	P 8
(市で破碎処理できる事業系一般廃棄物・少量不燃ごみ)	
事業系特定6品目	P 9
(乾電池類・小型蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類・小型家電類)	

【コラム1 3Rを実践しよう】	P 10
第3章 資源物	
(民間リサイクル施設で処理できる事業系廃棄物)	P 11
ガラスびん、飲食用缶	P 11
古紙類	P 11
木くず類(一般廃棄物)	P 12
食品系廃棄物(一般廃棄物)	P 12
【コラム2 廃プラスチック類、ペットボトル(産業廃棄物)のリサイクル】	P 12
【コラム3 3R優良事業者認定制度】	P 13
付録 関係法令	P 14

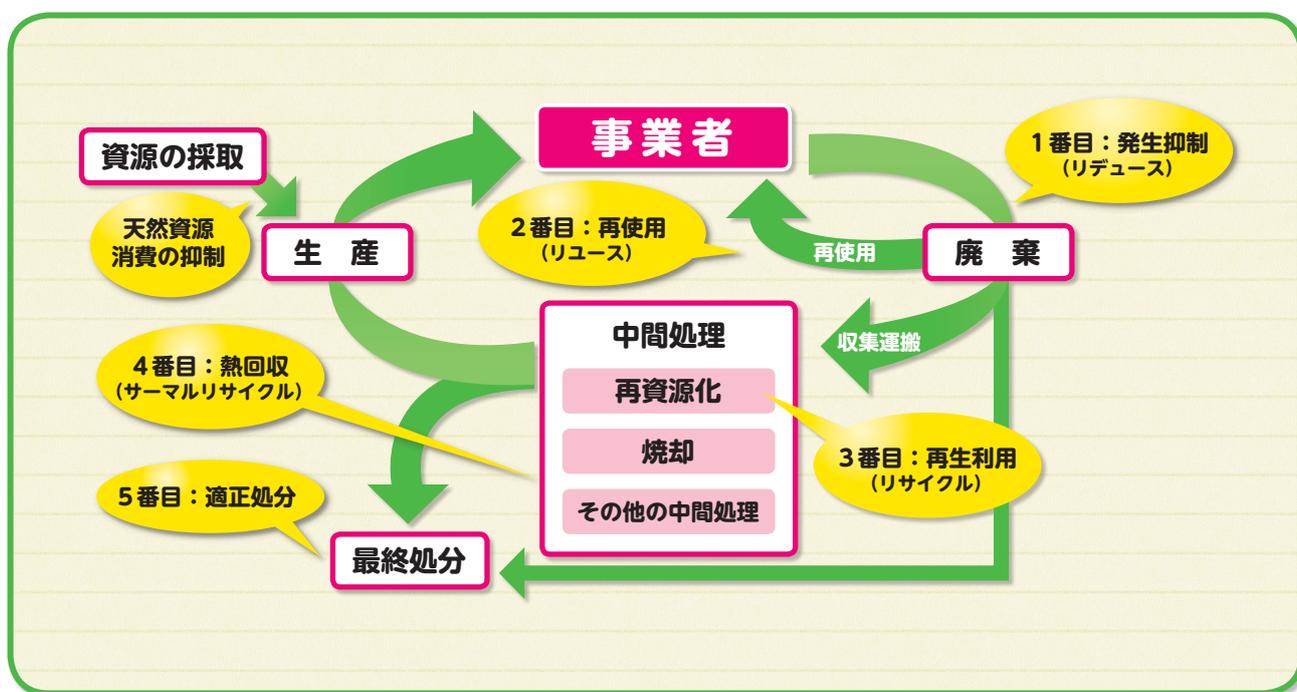
# はじめに

私たちの豊かな暮らしや経済活動は、地球環境という基盤があってはじめて成り立ちます。そして、この地球環境を損なうことなく持続的に社会を発展させていくことが大切です。

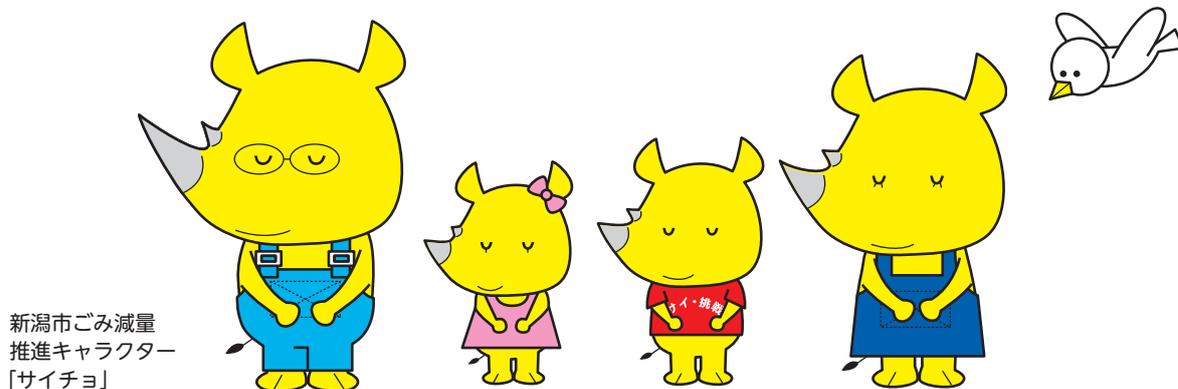
新潟市は平成20年6月から開始した「新ごみ減量制度」のもと、市民・事業者・市が一体となって取り組んだことで、家庭系ごみ・事業系ごみがともに減少し、リサイクル率の向上や最終処分量の削減といった大きな成果を挙げることができました。

市では「ともにつくる環境先進都市」を基本理念とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成24年2月に策定し、ごみを減らし、ごみとなったものも資源として循環利用する「循環型社会」の構築を目指しています。

事業者の皆様におかれましても、企業の社会的責任と役割を認識し、市民・市とともに、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった3R（スリーアール）の考え方にに基づき、積極的なご協力をお願いします。

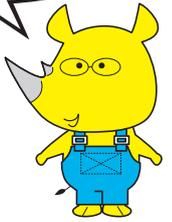


新潟市の目指す循環型社会のイメージ図



# ガイドラインについて

家庭ごみ（ごみ分別百科事典）とは分別ルールや処理方法が違うんだ



事業活動に伴い店舗やオフィスから様々な廃棄物が発生します。

このガイドラインは、それら事業活動に伴い発生する廃棄物の分け方、適正な処理方法について掲載しています。

事業者の皆様には、このガイドラインを活用し廃棄物の減量とリサイクルに取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 主なリサイクルできる事業系廃棄物（資源物）

種類	説明	関係するページ
ガラスびん 	市の処理施設への搬入は禁止です。必ずリサイクルしてください。	P 11 参照
飲食用缶 		
古紙類 		
木くず類（一般廃棄物） 	できるだけリサイクルしてください。	P 12 参照
食品系廃棄物（一般廃棄物） 		

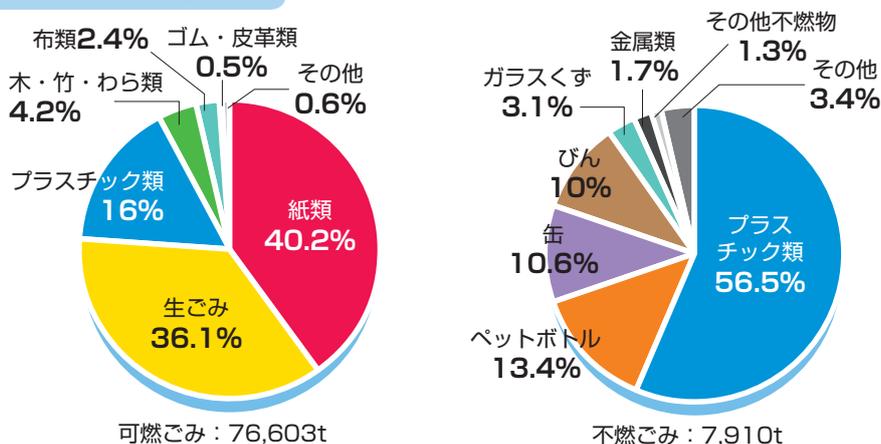
## 参考：市の処理施設で処理している事業系廃棄物（事業系ごみ）の状況

市の処理施設で処理している事業系廃棄物（事業系ごみ）の平成 24 年度の処理実績は 84,513t、内訳は可燃ごみが 76,603t、不燃ごみが 7,910t でした。

ごみの割合を調査した結果、「可燃ごみ」には、紙類が 40.2%、生ごみが 36.1%、木・竹・わら類が 4.2% 含まれ、「不燃ごみ」では、缶が 10.6%、びんが 10.0% 含まれていると推定されます。事業者の皆様が「リサイクルできる事業系廃棄物をきちんと分別していただくこと」で、さらなるリサイクルの促進と事業系ごみの減量が図れます。

また、可燃ごみに 16.0% 不燃ごみに 56.5% のプラスチック類、13.4% のペットボトルが混入していました。事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、ペットボトルは「産業廃棄物（P4 参照）として分別し、適正処理の徹底、及びリサイクルを推進（P12 参照）すること」が必要です。

## 平成 24 年度 事業系ごみの割合



# 第1章 事業系廃棄物

事業系廃棄物とは、事業活動※に伴って排出される廃棄物のすべてを指します。

事業系廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に大別され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で定められた20種類の廃棄物を「産業廃棄物」といい、それ以外の事業系廃棄物を「事業系一般廃棄物」といいます。事業系一般廃棄物には、市の処理施設で処理できる事業系ごみと民間のリサイクル施設で処理できる事業系廃棄物（以下「資源物」という。）があります。

※事業活動とは、店舗・会社・工場・事務所・農業者等の営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公庁等、広く公共サービス等も含まれます。

## 事業系廃棄物の体系

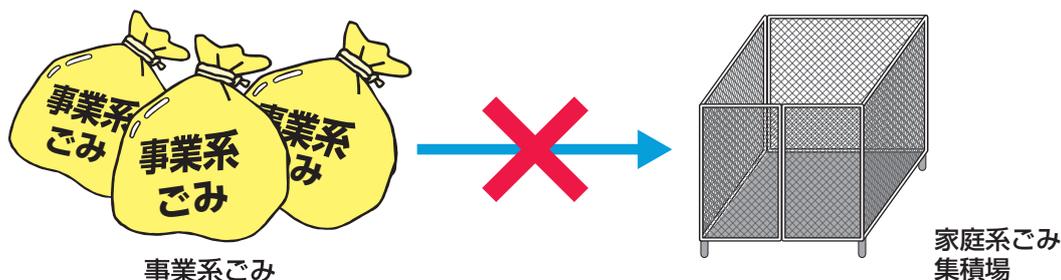


## 事業者の責務

法律や条例により、事業者はすべての事業系廃棄物を事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられています。（P14 参照）また、廃棄物の処理を許可のないものに委託すると、廃棄物を排出する事業者も罰せられる場合があります。

### 注意1：事業系廃棄物は、家庭系ごみ集積場には出せません。

産業廃棄物・事業系一般廃棄物ともに、事業者の自己処理責任に基づき処理することになっています。市では事業系廃棄物の収集を行っていないので、家庭系ごみ集積場には出せません。



### 注意2：違法・悪質な不用品回収業者には出さないでください。

『電化製品からバイク、たんすなどの不用品を引き取ります。』と宣伝しながら、軽トラックなどで不用品を回収してまわっている業者がありますが、こういった業者に処分を依頼し、高額な料金を請求されたという苦情や相談が、数多く寄せられていますのでご注意ください。

## 具体例

- ・「無料と思って呼び止めたら、後で有料と言われた」
- ・「無料と思って頼んだら、車に積んだ後で高額な料金（数万円）を請求された」
- ・「呼び止めて現物を見てもらい、値段を聞いたところ高額だったので、断ったら相手の態度が急変した」

# (1) 産業廃棄物

## ① 産業廃棄物の分類

産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類に分類されます。

産業廃棄物の種類		例	
すべての業種に共通	1	燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら
	2	汚泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの
	3	廃油	潤滑油、洗浄用油等の不要となったもの
	4	廃酸	酸性の廃液
	5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物（発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装、ペットボトル含む）
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、アルミくず等
	9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（建設廃棄物※は「がれき類」）、陶磁器くず
	10	鉱さい	スラグ、廃鋳物砂
	11	がれき類	建設廃棄物※のコンクリート破片、アスファルト破片等
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
特定の業種によるもの	13	紙くず	建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
	14	木くず	建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるもの
	15	繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業・医薬品製造業等の特定の業種から排出されるもの
	17	動物系固形不要物	と畜場などから発生した動物の残さ
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
	19	動物の死体	畜産農業から排出されるもの
20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固型化物等）		

※建設廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる廃棄物のことです。

## ② 産業廃棄物の処理委託方法

産業廃棄物の処理を委託するときは、特に次の3つのポイントに注意してください。

### 産業廃棄物処理委託の3ポイント

- ポイント1** 産業廃棄物処理業の「許可」を受けた事業者（以下「産廃許可業者」という。）に委託してください。  
委託する産業廃棄物の「種類」の許可がある産廃許可業者に委託してください。
- ポイント2** 「委託契約書」を産廃許可業者と締結してください。（5年間保存）  
産業廃棄物処理業の許可は「収集運搬業許可」と「処分業許可」があります。  
収集運搬と処分を異なる業者に委託するときは、別々に契約が必要です。
- ポイント3** 「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付してください。（5年間保存）  
毎年6月30日までに、その前年度に交付したマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付実績を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書※」に記載して新潟市長に報告することが義務付けられています。  
※様式は市のホームページからダウンロードできます。（トップページから「マニフェスト」で検索）

#### 産業廃棄物処理委託の参考となるホームページ

■新潟市ホームページより ⇒ごみ・リサイクル⇒産業廃棄物⇒産業廃棄物処理業者名簿

[http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai\\_home/sanpai\\_home.html](http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai_home/sanpai_home.html)

■新潟県ホームページより

⇒リサイクル・ごみ⇒資源循環型社会（リサイクル・ゴミ処理など）⇒排出事業者の方へ（産業廃棄物の適正処理について）

<http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1356778403222.html>

■契約書のひな型、複写式マニフェストの購入等はこちら

一般社団法人 新潟県産業廃棄物協会 電話：025-246-9288

<http://www.niigata-sanpai.or.jp/>

## (2) 事業系一般廃棄物

### ①事業系一般廃棄物の処理委託方法

新潟市では、一般廃棄物の処理を円滑に進めるために旧市町村を地区単位とした収集区域（以下「収集区域」という。）を定め、「**収集区域**」ごとに**一般廃棄物収集運搬業の許可を出しています**。事業系一般廃棄物は、排出する事業場を収集区域とする許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。

#### 参考1：一般廃棄物収集運搬業者を探すときの参考資料

##### ■別紙：リサイクル業者一覧

□新潟市ホームページより⇒ごみ・リサイクル⇒事業系ごみ（一般廃棄物）⇒リサイクル業者の紹介  
<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/jigyokei/trader.html>

### 一般廃棄物の収集区域



収集区域名	該当する地区
新潟広域	新潟地区、黒埼地区、横越地区、亀田地区
白根広域	白根地区、小須戸地区、味方地区、月潟地区、中之口地区
巻広域	巻地区、岩室地区、西川地区、潟東地区
新潟地区	新潟地区
豊栄地区	豊栄地区

### ②事業系一般廃棄物の自己搬入

事業系一般廃棄物を市の処理施設・民間のリサイクル施設（一般廃棄物処分業許可業者等）に排出事業者が直接持ち込むことを自己搬入といいます。

市の処理施設・民間のリサイクル施設ともに、自己搬入の条件（受け入れ可否も含まれます。）がありますので、はじめて自己搬入する場合や軽トラック1台分を超えるような大型・多量のものを搬入する場合は、事前に電話等で市の処理施設・民間のリサイクル施設にお問い合わせください。

参考1：市の処理施設の問い合わせ先

別紙：市の処理施設一覧参照（別紙：リサイクル業者一覧に掲載）

参考2：市の処理施設でのごみ処理手数料 130円/10kg（市の処理施設共通）

参考3：民間のリサイクル施設を探すときに参考となるホームページ

##### ■別紙：リサイクル業者一覧

□新潟市ホームページより⇒ごみ・リサイクル⇒事業系ごみ（一般廃棄物）⇒リサイクル業者の紹介  
<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/jigyokei/trader.html>

## 第2章 事業系ごみ（市で処理できる事業系廃棄物）

事業系ごみとは、市で処理できる事業系廃棄物のことをいいます。事業系ごみを排出するときは、事業系一般廃棄物の処理方法になりますので、排出する事業場を収集区域とする許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、市の処理施設へ自己搬入してください。（P5 参照）

また、原則として分別して透明・半透明の袋を使用してください。

### 可燃ごみ



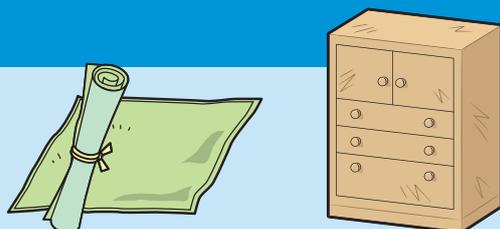
可燃

#### 市で焼却処理できる事業系一般廃棄物 リサイクルできない紙類、布類等

事業活動に伴う廃プラスチック類、ペットボトルは「産業廃棄物（P4 参照）」として分別し、適正処理の徹底、及びリサイクルを推進（P12 参照）してください。ただし、少量プラスチックごみと少量ペットボトルについては緩和措置があります。

P 7  
参照

### 不燃ごみ



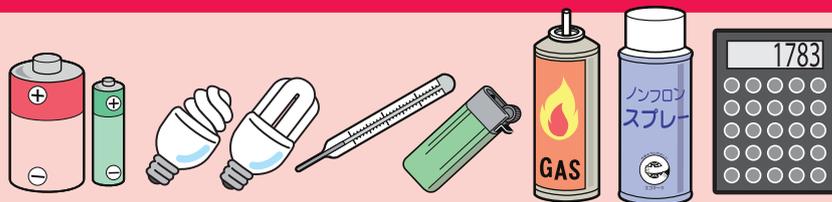
不燃

#### 市で破碎処理できる事業系一般廃棄物 木製家具・カーペット等の布製品・革製のソファー等

事業活動に伴うガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くず等は産業廃棄物（P4 参照）として適正に処理してください。ただし、少量不燃ごみについては緩和措置があります。

P 8  
参照

### 事業系特定6品目



特6

乾電池類・小型蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類・小型家電類は産業廃棄物（P4 参照）として適正に処理してください。ただし、少量に限り分別しているものは市で受け入れられます。

P 9  
参照



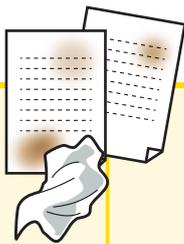
# 可燃ごみ (市で焼却処理できる事業系一般廃棄物)

## ① 種類

廃プラスチック類、ペットボトルは可燃ごみに混入しないでください!

### リサイクルできない紙類

(汚れた紙、ティッシュペーパー、臭いをついた紙、ワックス加工した紙、油紙、感熱紙、アルミ加工紙、ビニールでコーティングされているもの、防水加工紙、圧着はがき、カーボン紙、アイロンプリント紙、写真、切符、ロウ付き段ボール)



### 布類

(軍手、雑巾、タオル等)



### 皮革類

(革製ベルト、皮手袋等)



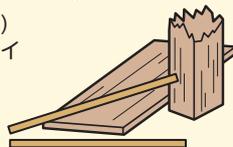
### 食品系廃棄物

(生ごみ、お茶ガラ等) 【できるだけリサイクルしてください。(P12 参照)】



### 木くず類

(枝葉、割り箸等) 【できるだけリサイクルしてください。(P12 参照)】



### その他の可燃ごみ

(掃除機のごみ等)



## ② 出し方

- ・90ℓ以内の透明・半透明の袋に入れてください。
- ・長さ50cm以下にしてください。(木くず類は長さ50cm以下、太さ10cm以下)
- ・水分はできるだけ除いてください。

### 少量プラスチックごみと少量ペットボトルについての緩和措置

事業活動に伴う廃プラスチック類、ペットボトルは「産業廃棄物 (P4 参照) として分別し、適正処理の徹底、及びリサイクルを推進 (P12 参照)」してください。

ただし、 プラマーク容器包装等の少量プラスチックごみ (以下「少量プラ」という。) と少量ペットボトル (以下「少量ペット」という。) に限り、下記のとおり分別しているものを「可燃ごみ」として市で受け入れます。なお、家庭系ごみ集積場には出せません。

種類	例	注意事項
<b>主な材質：プラスチック製のもの</b>		
少量プラ 	プラマーク容器包装、PPバンド、発泡スチロール、プラスチック製文房具、少量の化学繊維等の可燃物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少量プラのみを分別して透明・半透明の袋を使用してください。</li> <li>●長さ50cm以下のものに限る。</li> </ul> <b>【受入基準】</b> ⇒ 90ℓ 1袋以内 / 週1回 ・建設廃棄物は受け入れできません。 ・製造業者からは受け入れできません。
少量ペット 	ペットボトル ※できるだけリサイクルしてください。リサイクル先については資源物回収 (処理費がかかります) に取り組んでいる一般廃棄物収集運搬業者等 (別紙：リサイクル業者一覧等参照) があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ペットボトルのみを分別して透明・半透明の袋を使用してください。</li> </ul> <b>【受入基準】</b> ⇒ 90ℓ 1袋以内 / 月1回

## Q&A

- Q1 プラマーク容器包装を45ℓ袋に入れて2袋を週1回排出してもいいですか?  
 A1 合わせて90ℓ以内であれば市で受け入れできます。
- Q2 PPバンド、発泡スチロールを90ℓ袋に入れて1袋を週1回排出してもいいですか?  
 A2 市で受け入れできます。
- Q3 プラマーク容器包装を90ℓ袋に入れて週3回排出してもいいですか?  
 A3 「少量プラ」に当たらないため、市では受け入れできません。すべてを産業廃棄物として適正に処理してください。
- Q4 汚れが付着している弁当容器等を「可燃ごみ」として排出してもいいですか?  
 A4 極力洗浄して「産業廃棄物」として処理してください。分別が困難な場合は一般廃棄物と産業廃棄物の混合物として「可燃ごみ」として市で受け入れます。
- Q5 デスクマットを50cm以下に切断して90ℓ袋に入れて1袋を週1回排出してもいいですか?  
 A5 市で受け入れできます。



## ① 種類

## 粗大ごみ

（木製家具・カーペット等の布製品・革製のソファー等が該当します）  
【できるだけリユースやリサイクルしてください。（P10、P12 参照）】



## ② 出し方

市の処理施設へ自己搬入される場合で、軽トラック1台分を超えるような大型・多量なものは、事前に電話等で市の処理施設にお問い合わせください。

## 少量不燃ごみについての緩和措置

事業活動に伴うガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くず等は産業廃棄物（P4 参照）として適正に処理してください。

ただし、割れたコップ等の少量不燃ごみ（以下「少量不燃」という。）に限り、下記のとおり分別しているものを「不燃ごみ」として市で受け入れます。なお、家庭系ごみ集積場には出せません。

種類	例	注意事項
少量不燃 	ガラス類・陶磁器類（割れたコップ・茶碗・湯呑等）、少量の金属くず（壊れたマイボトル等）の不燃物 （ただし傘は2本まで/月1回）	●少量不燃のみを分別して透明・半透明の袋を使用してください。 【受入基準】 ⇒90ℓ1袋以内/月1回 ・建設廃棄物は受け入れできません。 ・製造業者からは受け入れできません。

## Q&amp;A

Q1 割れた湯呑等の不燃ごみを30ℓ袋に入れて3袋を月1回排出してもいいですか？

A1 合わせて90ℓ以内であれば市で受け入れできます。

Q2 割れた湯呑等の不燃ごみを90ℓ袋に入れて2袋を月1回排出してもいいですか？

A2 「少量不燃」に当たらないため、市では受け入れできません。すべてを産業廃棄物として適正に処理してください。

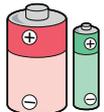
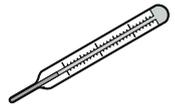
Q3 壊れた傘2本と、ペットボトルを90ℓ袋に入れて1袋を月1回排出してもいいですか？

A3 そのままでは受け入れできません。壊れた傘は「少量不燃」、ペットボトルは「少量ペット」になるので、事業者がそれぞれ別の透明・半透明の袋に分別すれば市で受け入れできます。

乾電池類・小型蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類・小型家電類（以下「事業系特定6品目」という。）は、**産業廃棄物（P4参照）として適正に処理してください。**

ただし、少量の事業系特定6品目に限り、下記のとおり分別していただければ市で受け入れます。排出時に廃棄物処理依頼書※を添付して、一般廃棄物収集運搬業者に委託（P5参照）するか、市の処理施設に自己搬入してください。

※廃棄物処理依頼書は市のホームページからダウンロードできます。  
（トップページから「処理依頼書」で検索）

事業系特定6品目の種類	出し方	注意事項
<b>1 乾電池類</b> (乾電池、充電式電池、ボタン電池) 	・分別していただければ1回1kgまでは、市の処理施設で受け入れます。 ・透明・半透明の袋に入れてください。	
<b>2 小型蛍光管</b> 	・小型蛍光管や割れた蛍光管は分別していただければ1回1kgまでは、市の処理施設で受け入れます。 ・紙箱等に入れて「小型蛍光管」と明記してください。	・1m以上の直管型や円形型（サークルライン）は受け入れできません。
<b>3 水銀体温計</b> 	・分別していただければ1回2本までは、市の処理施設で受け入れます。 ・紙袋等で包んで「体温計」と明記してください。	・医療・福祉関係事業者からは受け入れできません。 ・水銀温度計・水銀血圧計は受け入れできません。
<b>4 ライター</b> 	・分別していただければ1回5個までは、市の処理施設で受け入れます。 ・透明・半透明の袋に入れてください。	・必ず使い切ってください。
<b>5 スプレー缶類</b> 	・分別していただければ1回2本までは、市の処理施設で受け入れます。 ・透明・半透明の袋に入れてください。	・必ず使い切ってください。
<b>6 小型家電類※</b> (電卓、ラジオ等) ※小型家電類の定義 ・市で回収する小型家電類とは、電気・電池で動き、電子基板を使用しているもの全般を指します。 ・大きさの目安としては概ね、縦15cm×横35cm×奥行20cm以下とします。 	・分別していただければ1回5kgまでは、市の処理施設で受け入れます。 ・透明・半透明の袋に入れてください。	・電池類は必ず抜いてください。

**個別リサイクル法によるリサイクル対象品は受入できません**

- ・家電4品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機）  
「家電リサイクル法」では、メーカーにはリサイクルの義務、小売業者（古物商を含む）には廃家電をメーカーに引き渡す義務、排出者にはリサイクル料金を負担するという役割があります。  
参考：一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター  
<http://www.rkc.aeha.or.jp/>
- ・パソコン（デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン）  
「資源有効利用促進法」により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられ、法律に基づいた回収・リサイクルが行われます。  
参考：一般財団法人 パソコン3R推進協会  
<http://www.pc3r.jp/>

[処理方法] メーカー、販売店、産業廃棄物処理業者

**特に注意すること**

- ・事業系特定6品目以外の水銀・鉛含有製品は、少量でも市では受け入れできません。水銀血圧計、おもり等は産業廃棄物として適正に処理してください。
- ・家庭系ごみ集積場には出せません。

# 3Rを実践しよう



3Rとは、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つの頭文字をとったものです。3Rに取り組むことで廃棄物の減量、処理費用コスト削減、CSR（企業の社会的責任）の向上など事業者にとってもメリットがあります。

循環型社会形成のために事業者の取り組みも求められています。できるところから実践しましょう。

## (1) リデュース（発生抑制）

リデュースとは、廃棄物の発生自体を抑制することです。

- ①ごみになるものを買わない・もらわない。
  - ・包装材削減等も発生抑制につながります。
- ②レンタル品・リース品を活用する。



## (2) リユース（再使用）

リユースとは、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。

- ①不用になった事務用品を他部署で再使用する。
- ②リユース食器等を使う。
  - ・使い捨てのコップ、割りばしなどの排出削減ができます。



## (3) リサイクル（再生利用）

※各種リサイクルはP11、P12で紹介しています。

リサイクルとは、原材料として再び利用することです。

- ①資源物の分別を徹底する。
  - 雑紙やシュレッダー紙もリサイクルできますので、事業所内での分別を徹底してください。



- ②木くず類、食品系廃棄物のリサイクルに取り組む

一時的に大量に出る場合などは、木くず類リサイクル業者、食品系廃棄物リサイクル業者に電話で問い合わせてください。なお、自己搬入することで、運搬費をおさえてリサイクルすることができます。



## 第3章 資源物（民間リサイクル施設で処理できる事業系廃棄物）

リサイクルできる事業系廃棄物の分け方、出し方、出し先について説明します。



### ガラスびん、飲食用缶【市の処理施設への搬入は禁止】

種類（分け方）	出し方（参考例）	出し先（処理業者等）
ガラスびん 	キャップをはずしてください。 洗浄してください。 ※繰り返し使えるびん（一升びん、ビールびんは販売店に返してください。）	一般廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物収集運搬業者 ガラスびんリサイクル業者
飲食用缶 	洗浄してください。	一般廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物収集運搬業者 金属くずリサイクル業者等



### 古紙類【市の処理施設への搬入は禁止】

種類（分け方）	出し方（参考例）	出し先（処理業者等）
段ボール 	束ねてください。 宅配伝票は取り除いてください。	一般廃棄物収集運搬業者 古紙リサイクル業者等
新聞・チラシ 	束ねてください。 折込みチラシも一緒にしてください。	
雑誌・カタログ等 	束ねてください。	
シュレッダー紙 	単独で、ポリ袋に入れてください。	
OA紙 	束ねてください。 量が少ないときは雑紙と一緒にしてください。	
雑紙 （メモ用紙、紙箱、紙袋、はがき、封筒、包装紙等） 	出し先（処理業者等）と相談してください。	

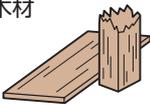
#### 注意

- ・ファイルの金具やクリップ等紙以外のものが混入するとリサイクルの支障となりますので必ず取り除いてください。
  - ・油や汚水等で著しく汚れたもの等のリサイクルできない紙は「可燃ごみ」として市の処理施設に出してください。
- 【リサイクルできない紙類の例】
- ・ティッシュペーパー、臭いのついた紙、ワックス加工した紙、油紙、感熱紙、アルミ加工紙、ビニールでコーティングされているもの、防水加工紙、圧着はがき、カーボン紙、アイロンプリント紙、写真、切符、ロウ付き段ボール等。
  - ・リサイクルの可否が分からない紙類は出し先（処理業者等）に相談してください。

**注意！** ガラスびん、飲食用缶、古紙類が市の処理施設に搬入された場合は、持ち帰っていただきます。



## 木くず類（一般廃棄物）【できるだけリサイクル】

種類（分け方）		出し方	出し先（処理業者等）
廃木材 	木製家具類 	出し先（処理業者等）と相談してください。	一般廃棄物収集運搬業者 木くず類リサイクル業者
伐採木 	枝葉 		

**注意**

- ・「木くず類以外の廃棄物等」を混入しないでください。
- ・建設廃棄物、木製パレットは、産業廃棄物の「木くず」に該当しますので、産業廃棄物として適正に処理してください。（P4 参照）
- ・リサイクルできない一般廃棄物に該当する「木くず類」は、長さ 50cm以下、太さ 10cm以下にして「可燃ごみ」として市の処理施設に出してください。（P7 参照）



## 食品系廃棄物（一般廃棄物）【できるだけリサイクル】

種類（分け方）	出し方	出し先（処理業者等）
食品系廃棄物 	出し先（処理業者等）と相談してください。	一般廃棄物収集運搬業者 食品系廃棄物リサイクル業者 （原則として自己搬入のみ）
魚腸骨 	出し先（処理業者等）と相談してください。	魚腸骨リサイクル業者

**注意**

- ・リサイクルの可否は、直接処理業者等に相談してください。
- ・「水分」はできるだけ除いてください。
- ・「食品系廃棄物以外の廃棄物」を混入しないでください。
- ・食料品製造業等から排出される原料くずを含む食品系廃棄物は、産業廃棄物の「動植物性残さ」に該当しますので産業廃棄物として適正に処理してください。（P4 参照）
- ・リサイクルできない一般廃棄物に該当する食品系廃棄物は「可燃ごみ」として市の処理施設に出してください。（P7 参照）

## コラム2

### 廃プラスチック類、ペットボトル（産業廃棄物）のリサイクル

事業活動に伴う廃プラスチック類、ペットボトルは産業廃棄物（P4 参照）として適正に処理されれば法律上の義務を果たしたことになりますが、事業者の皆さまには「循環型社会」の構築に向け、さらなる取り組みが求められています。近年原油価格が高騰する等、廃プラスチック類は重要な資源になりつつありますので、リサイクルの推進にご協力をお願いします。

種類（分け方）	出し方	出し先（処理業者等）
発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装等 	出し先（処理業者等）と相談してください。汚れが付着している場合は洗浄してください。	産業廃棄物収集運搬業者 廃プラスチック類リサイクル業者等
ペットボトル 	出し先（処理業者等）と相談してください。汚れが付着している場合は洗浄してください。	産業廃棄物収集運搬業者 ペットボトルリサイクル業者等

# 3 R 優良事業者認定制度



3 R 優良事業者認定制度とは、事業所から出されるごみについて積極的に減量化・資源化に取り組む市内の事業者を市が「3 R 優良事業者」として認定し、その活動を市のHP等で広く周知することにより、事業者のごみ減量・リサイクル意識の向上を図ることを目的としたものです。

## どんな取り組みをすれば認定される？

◇市が定める「認定基準評価項目」に関する取り組みを行っていること。

認定基準評価項目	具体的な取り組み内容
リデュース（発生抑制）	OA用紙の両面印刷、使い捨て商品の利用抑制など
リユース（再使用）	使用済み封筒、ファイルの繰り返し使用など
リサイクル（再生利用）	古紙類の分別、生ごみのリサイクルなど
循環型社会構築に向けた取り組み	再生品の利用など
顧客等に対する呼びかけ	商品の簡易包装など
ごみ減量に向けた社内体制	ごみの出し方を管理する部署（責任者）の設置など

※詳しくは、「3 R 優良事業者認定制度パンフレット」や市のHPにてご確認ください。

◇取り組み状況に応じた2段階の認定区分があります。

「3 R ! パートナーカンパニー」⇒「認定基準評価項目」の評価点の合計が10点以上

「3 R ! トップカンパニー」⇒「認定基準評価項目」の評価点の合計が25点以上

## 3 R 優良事業者に認定されると…

◇認定区分に応じた認定証と記念品が交付されます。

⇒認定証や記念品を掲示することで、環境に配慮した事業者であるとPRできます。

◇市のHPや広報紙等で認定事業者として紹介されます。

⇒「3 R ! トップカンパニー」として認定されれば、事業者名のほかに取り組み内容を広報できます。

### 【申請方法など】

認定を受けようとする場合は、「新潟市3 R 優良事業者認定申請書」を市（廃棄物政策課）へ提出してください。申請書は市のHP「ごみ・リサイクル」からダウンロードできます。

### 【認定期間】

認定期間は3年間です（更新可能）。

### 【お問い合わせ先】

廃棄物政策課 Tel 025-226-1391



「3 R ! トップカンパニー」を目指して、事業系ごみの減量とリサイクルを進めよう！



# 付録 関係法令

## ■法律：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

## ■条例：新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業系廃棄物の減量)

第十条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用が可能な製品の開発、製品の修理、製品の回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品の利用に努めなければならない。

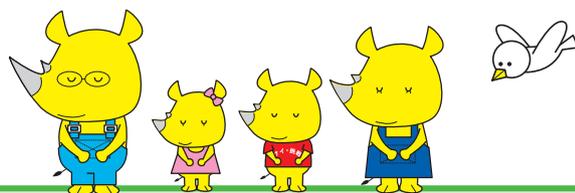
(適正包装等)

第十二条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、再利用の促進を図らなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第十四条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集させ、運搬させ、若しくは処分させなければならない。



## お問い合わせ窓口

\*\*\*\*\* おかけ間違いのないようお願いします。\*\*\*\*\*

### 事業系廃棄物（産業廃棄物・事業系一般廃棄物）のご相談窓口

廃棄物対策課 廃棄物指導室  
tel 025-226-1411

### 3R優良事業者認定制度についてのご相談窓口

廃棄物政策課 企画係  
tel 025-226-1391